



「いしがきプラン」地域推進委員の募集について

本市は平成28年に第3次石垣市男女共同参画計画「いしがきプラン」を策定いたしました。現在は、第3次いしがきプランの普及啓発に努め、互いを尊重しだれもが個性と能力を発揮できる安心のまちづくりを目指しています。

そのお手伝いをしてくださる方を、「いしがきプラン」地域推進委員として募集いたします。

石垣市の男女共同参画社会の推進にご協力いただける方をお待ちしております。

下記の要件をご確認のうえ、ご応募ください。

▼応募資格

石垣市に住所を有し、市内在住の20歳以上70歳未満の方で、男女共同参画の推進活動について意欲があり、その活動に従事できる方。

▼募集人員

市民公募委員：2名

※推進委員会は市民公募、団体推薦、市職員によるメンバー約15名で組織されます。

※男女は問いません。

▼地域推進委員の仕事

「いしがきプラン」の推進及び支援に関することで、次のことをお願いします。

※地域・家庭・職場・個人的に内在する男女共同参画に関する問題の調査研究及び解決策の検討。

※男女共同参画に関する情報交換及び啓発活動。

事例：市が行う講座等のPRや開催支援をはじめ、地域等が取り組む男女共同参画活動の支援をしていただきます。

▼委員の任期

委嘱の日（平成31年4月予定）から2年間です。

▼謝礼

3,500円／1日

※ただし、謝礼金は全体会議出席時のみお支払いし、その他の活動については、ボランティアでお願いいたします。

▼応募方法

「いしがきプラン」地域推進委員応募用紙（別添）にご記入のうえ、FAX、メール等にて平和協働推進課まで提出してください。

応募用紙は、石垣市ホームページ、市役所（受付案内・平和協働推進課）、市立図書館、市健康福祉センターに用意してあります。

▼応募期間

平成31年3月11日（月）～平成31年3月28日（木）

▼決定通知

厳正なる審査のうえ、ご本人に通知します。

※応募者が多数の場合は、地域、年齢、性別等を考慮し選考させていただきます。

▼応募先及び問い合わせ先

〒907-8501 石垣市美崎町14番地

石垣市 市民保健部 平和協働推進課 平和・男女共同係

TEL 82-1253

FAX 83-9255

Eメール heiwa@city.ishigaki.okinawa.jp

「いしがきプラン」地域推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会の実現を目指す「いしがきプラン」の効果的な推進を図るために、広く市民の協力を求め、かつ、意見、情報交換を行い、地域推進体制作りを促進するために、いしがきプラン地域推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会は、前条の目的を達成するため、次の掲げる事務を所掌する。

- (1) 「いしがきプラン」の推進及び支援に関すること。
- (2) 地域・家庭・職場あるいは個人的に内在する女性問題の解決及び調査研究に関すること。
- (3) その他女性問題に関する情報交換及び啓発活動に関すること。

(組織)

第3条 推進委員会は、委員25名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 団体推薦
- (3) 市の職員

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、推進委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

(庶務)

第9条 推進委員会の庶務は、市民保健部平和協働推進課において処理する。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

平成10年10月18日告示